

今回のテーマは・・・いよいよ『建築士法等の一部改正』施行です。
2006年11月の構造計算書偽造問題発覚により、多くの被害者を出した問題を受けて建築士法が一部改正され、2008年11月28日より施行されました。その中で一般の人の家づくりで大きく影響ある点についてお話します。

■これから家をつくる人にとって『何が一番大きく変わるの?』

ずばり、家の設計を行う前には設計を行う建築士は建築主に対して重要事項について書面を交わし説明を行わなければなりません。ですから**設計する前に必ず設計契約が必要**になってきます。

主な流れは

① 管理建築士又は所属建築士から**重要事項の説明(契約前)**を受ける

- ・設計図書の種類
- ・工事と設計図書の照合方法
- ・工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ・報酬の額及び支払の時期
- ・契約の解除に関する事項

説明する建築士は説明時に建築士免許の提示が必要になりました。



② 建築主と建築士事務所開設者との**契約締結**



③ 建築士事務所開設者から**書面の交付(契約締結後)**

- ・設計または工事監理の種類及び内容
- ・設計または工事監理の実施の期間及び方法
- ・契約の年月日
- ・契約の相手方の氏名または名称

■それ以外は何がかわるの?

- ・建築士の名簿を都道府県の建築士会で閲覧できます。
 - ・建築士事務所に所属する建築士に対して3年ごとの受講の義務づけ
 - ・一定規模以上の建物の設計・工事監理の一括再委託の禁止
 - ・管理建築士の3年間の実務経験と管理建築士講習の受講
- などが施行されました。建築関係の法律がだんだん厳しくなってきました。

家づくりで大切な事は依頼する会社や設計者がプロとして専門技術・知識に優れている事はもちろんですが、人として『信頼できる人かどうか?』だと思います。そのチェック機能は法律では不可能なので、自分の五感で判断するしかありません。家ストーリースタッフは、『人としての資質向上と技術向上さらにセンスアップ』を目指して日々努力しております。よろしくお願いします。